

指定管理鳥獣捕獲等事業(ツキノワグマ)
令和7年度実施計画書(案)について

令和7年度ニホンジカ実施計画書(案)・・・・・・・・・・・・・・・・ p 1～7

令和7年8月

宮城県環境生活部自然保護課

令和7年度宮城県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ツキノワグマ）
（令和7年10月1日から令和8年3月13日まで）

1 背景及び目的

本県を含む東北地方はツキノワグマの生息拠点の一つとなっており、ツキノワグマの安定的な存続を図る上で重要な地域となっている。

近年では、中山間地域の過疎化・高齢化、新興住宅地の拡大、人家周辺に収穫されずに放置された柿などの放棄果樹、廃棄農産物や生ごみなどの誘引要素の増加等により、全国的に多くの野生動物が生息域を拡大しており、ツキノワグマにおいても、市街地出没や農林業・人身被害等が発生し、人間との軋轢が増大している。

第四期ツキノワグマ管理計画に基づく適切な個体数管理を進めていくためには、四期計画策定時点における県内の推定生息数が約3,147頭であったこと推定されたことから、この個体数水準の維持を当面の目標としており、狩猟や有害鳥獣捕獲事業に併せ、指定管理鳥獣捕獲等事業を県内全域で実施することにより、ツキノワグマの個体数管理に取り組んでいく。

令和7年度は、適切な個体数管理を進めていくため、指定管理鳥獣捕獲等事業において10頭の捕獲を実施する。また、人身被害を防止するため、広報媒体を活用した県民向けの注意喚起や普及啓発を行う。

(注) 第二種特定鳥獣管理計画の目標を踏まえ、当該都道府県内における指定管理鳥獣の生息状況（生息数、生息密度、分布、個体数推定、将来予測等）及び被害状況（農林水産業、生態系、生活環境等）を勘案して、指定管理鳥獣捕獲等事業によって個体群管理のための捕獲等を強化する必要性があることを簡潔に記載する。

2 対象鳥獣の種類

ツキノワグマ (*Ursus thibetanus*)

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
重点区域	<u>令和7年10月1日から令和8年3月13日まで</u> （うち、捕獲作業を行う期間： <u>令和7年11月1日から令和7年12月31日まで</u> （2ヶ月間））

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域（国指定鳥獣保護区を除く）

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
重点区域	仙台市（一部に限る）、栗原市（一部に限る）	事前の調査で生息が確認できているため。	

- (注) 1 実施区域欄には、実施区域の名称を記載する。
 2 住所等欄には、市町村名及び地名を可能な限り詳細に記載する。
 3 選定理由欄には、実施区域の地形、被害状況、既存の捕獲等の実施状況等を踏まえ、当該地域を選定した理由を記載する。
 4 他法令等欄には、国・都道府県指定鳥獣保護区、国立・国定公園、国有林、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（鳥獣被害防止特措法）に定める被害防止計画の対象地域、国や市町村による捕獲事業の実施区域等、事前の調整や協議等が必要な地域と重複する場合には、その名称を記載する。
 5 実施区域の全体を示す地形図等の図面を添付すること。

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
重点区域	10 頭
合計	10 頭

- (注) 第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標として、捕獲数等の具体的な数値を記載すること。

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
対象区域	<ul style="list-style-type: none"> ・わな猟（箱わなを想定）及び銃猟（巻狩り等を想定） ・銃猟においては、非鉛製銃弾の使用に限る（止め刺し等、半矢になった個体を猛禽類が摂取する可能性がない場合はこの限りではない。）。 	受託者と調整の上決定する。

- (注) 1 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成段階で記載可能な範囲で簡潔に記載する。なお、受託者との調整の上で決定する場合には、現時点で記載可能な事項や想定する内容を記載するにとどめるものとする。
 2 使用する猟法は、銃猟（誘引捕獲、忍び猟、巻狩り等）、わな猟（くくりわな、箱わな、囲いわな等）、網猟等の別について記載する。なお、銃刀法第5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、認定鳥獣捕獲等事業者者にライフル銃を所持させ、ライフル銃を用いた指定管理鳥獣捕獲等事業を委託し、実施させる必要がある場合は、ライフル銃の使用について記載すること。

3 捕獲等の規模は、日数、人数、人工数、回数、わなの設置数等により目安を記載する。

②作業手順

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施にあたっては、以下の手順を進めるものとする。
ア 関係者等との調整 関係市町村、関係者等との調整を行い、合意形成を図る。
イ 捕獲等の実施 本計画に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者等に捕獲業務を委託し捕獲を実施する。
ウ 安全管理 受託者は、捕獲従事者への安全教育・訓練を行い、安全管理体制を構築する。巻き狩りを実施する際は事前に地域住民等に周知し、捕獲の際は、監視員を配置するなど事故等の防止を図る。
エ 捕獲した個体の回収・処分方法 捕獲した個体は埋設するか、搬出して適切に処分する。
オ 錯誤捕獲の場合の対応 ツキノワグマ以外の獣が捕獲された場合は原則放獣とし、錯誤捕獲の状況を記録する。
カ 捕獲情報の収集及び評価 受託者から捕獲数、場所、性別、捕獲個体サイズ、年齢等の情報を収集し、事業評価を行い、必要に応じて評価を踏まえた実施計画の見直しを行う。

(注) 事前調査の実施、関係者との調整、捕獲等の実施、安全管理、捕獲等をした個体の回収・処分方法（廃棄物としての適切な処理方法及び食肉等としての利活用をする予定がある場合はその旨）、錯誤捕獲への対応方針（わな猟・網猟の場合）、捕獲情報の収集、評価等、作業手順について、想定される内容を記載する。

(2) 捕獲等をした個体の放置に関する事項（実施する場合に限る。）

実施しない。

(3) 夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）

実施しない。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

<p>【実施主体】 宮城県</p> <p>【実施方法】 委託</p> <p>【委託の範囲】 指定管理鳥獣の捕獲</p> <p>【想定される委託先】 認定鳥獣捕獲等事業者等、鳥獣の捕獲等に必要な安全管理体制や技能及び知識を有し、適切かつ効果的に捕獲等事業を実施することが見込まれる者とする。</p>
--

(注) 事業の実施主体として、都道府県名又は国の機関名を記載する。さらに、指定管理鳥獣捕獲等事業を直営で行うか委託するかを記載し、委託する場合は、委託の範囲と、想定される委託先(認定鳥獣捕獲等事業者への委託を想定等)があれば記載する。結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備する場合や、大学・研究機関及び鳥獣の研究者等の専門家との連携をする場合はその旨を記載する。

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

<ul style="list-style-type: none">・ 巻き狩りを実施する際は、防災行政無線での放送等、地域住民や関係者に対し、十分な周知を図る。・ わな本体及び周辺の見やすい場所に標識、注意看板の掲示を行う。・ 猟犬は捕獲作業時以外は常に繋留するとともに、捕獲作業に際しては、巻き狩り責任者の管理監督の下、現場における安全を十分確認し、人の身体・生命・財産に危害を与える恐れのない場合以外は繋留を解かないこと。
--

(注) 住民の安全の確保のために必要な事項として、想定する事項を記載する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

<ul style="list-style-type: none">・ 墓地や社寺境内など人の出入りの多い場所には、わなの設置を控える。・ 止めさしで銃器を使用する際は、発砲回数を最小限にし、静穏の保持に努める。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

<p>連絡用無線機は適切な機器を選定するとともに、使用に当たっては電波法令を遵守し、適切な使用に努めることとする。</p>

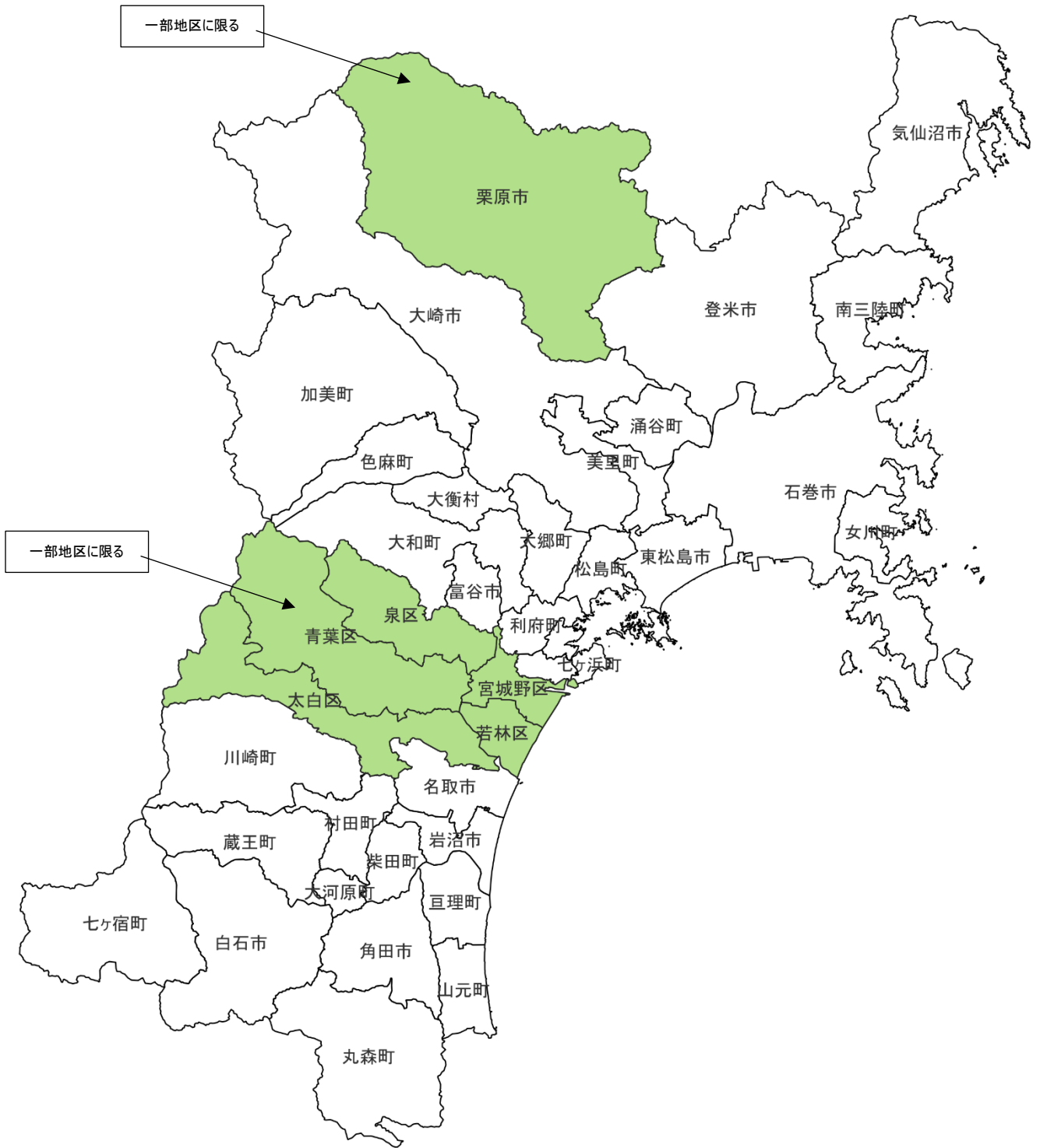
(2) 事業において配慮すべき事項

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に加え、森林法、自然公園法、また事業管理に当たって関連する銃砲刀剣類所持等取締法、火薬類取締法、電波法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令を遵守する。

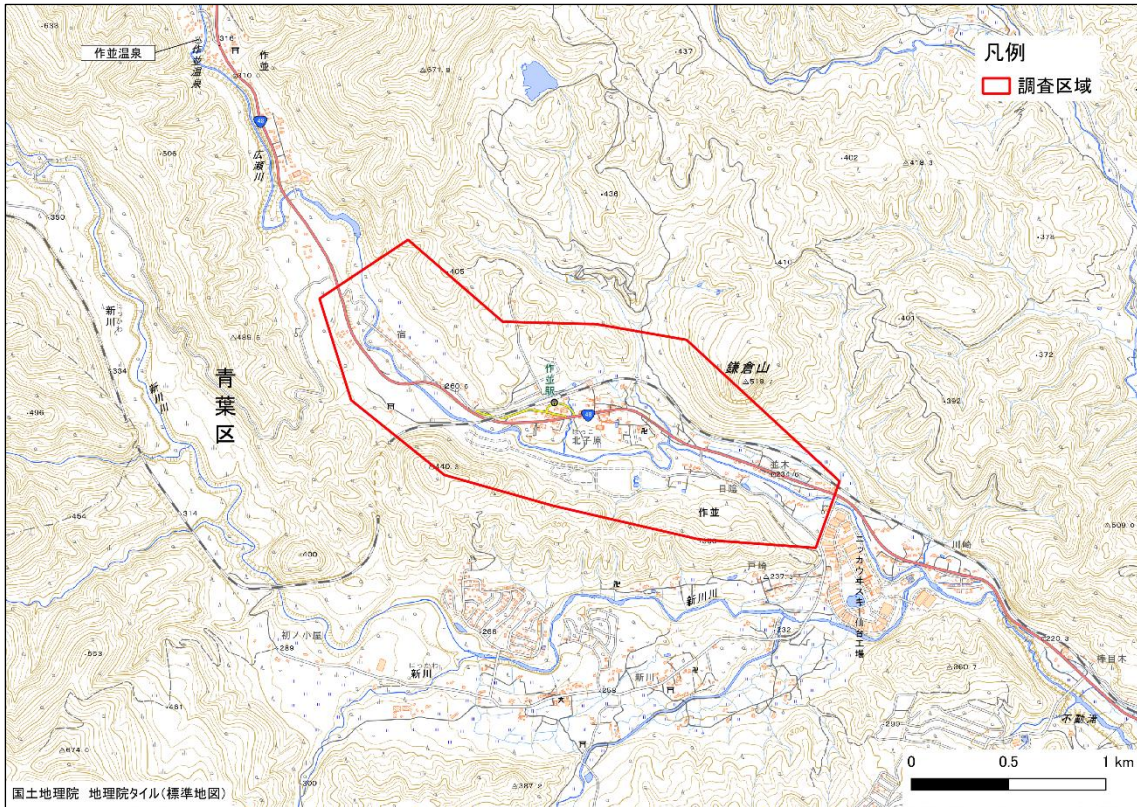
(3) 地域社会への配慮

事業の効果、評価を関係者等に広く周知するとともに、当事業を通じて、鳥獣管理の必要性について普及啓発する。

実施区域位置図



仙台市内ツキノワグマ捕獲区域（青葉区）



栗原市内ツキノワグマ捕獲区域（栗駒中野地区等）

